

大阪府人権教育推進計画について（概要）

【人権施策の推進に係る大阪府の体系】

大阪府人権尊重の社会づくり条例

人権尊重の大切さを示し、また、大阪府の人権施策を進める枠組みをつくり、すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現をめざして、平成10（1998）年10月に「大阪府人権尊重の社会づくり条例」を制定。この条例では、人権尊重の社会づくりを進めるための大阪府の責務や基本方針の策定などが定められている。

●条例で定める府の責務

- ・ 施策の実施に当たり人権尊重の社会づくりに資するよう努めるとともに、人権施策を積極的に推進する。
- ・ 国、市町村との連絡調整を緊密に行うとともに、市町村、事業者及び府民との協働により、人権尊重の社会づくりを積極的に推進するための体制を整備する。

大阪府人権施策推進基本方針

平成13（2001）年3月に、条例の具体化のために「大阪府人権施策推進基本方針」を策定。この基本方針では、条例のめざす「すべての人の人権が尊重される豊かな社会」を実現するため、二つの府政推進の基本理念を掲げ、すべての行政分野において、基本理念を踏まえた総合的な施策の推進に努めることとしている。併せて、条例に示されている「人権施策」の基本方向を定めている。

府政推進の基本理念

- 一人ひとりがかけがえのない存在として尊重される差別のない社会の実現
- 誰もが個性や能力をいかして自己実現を図ることのできる豊かな人権文化の創造

人権施策の基本方向

- | | |
|---|---|
| <p>(1) 人権意識の高揚を図るための施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 人権教育の推進 ② 人権教育に取り組む指導者の養成 ③ 府民の主体的な人権教育に関する活動の促進 ④ 人権教育に関する情報収集・提供機能の充実 | <p>(2) 人権擁護に関する施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 府民の主体的な判断・自己実現の支援 ② 人権にかかわる総合的な相談窓口の整備 ③ 人権救済・保護システムの充実 |
|---|---|

大阪府人権教育推進計画

「人権教育のための国連10年大阪府行動計画」を受け継ぎ、基本方針が示す「人権意識の高揚を図るための施策」の推進計画（計画期間：平成26（2014）年度までの10年間）として、平成17（2005）年3月に策定。

また、「国との連携を図りつつ、地域の実情を踏まえた人権教育及び人権啓発に関する施策を策定・実施する」という、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が定める地方公共団体の責務を府が果たすための基本計画の性格も併せ持つもの。

平成27（2015）年3月に、計画期間の満了に伴い改定。

- ・ 個別・具体的施策の実施状況については、毎年度、「大阪府人権施策の状況（人権白書）」をとりまとめ、公表。（フォローアップ）

- ・ 計画期間の設定は行わない（終期なし）こととし、国連や国の動向、府民のニーズや社会情勢の変化、法令・制度の変化等に対応するため、3年毎に内容を点検。

【推進計画の構成】

「人権教育とは」

- 1 はじめに 一人権教育の今日的意義
- 2 これまでの取組みと評価
- 3 推進計画の改定
- 4 推進計画

基本方針が示す施策の方向

1 人権教育の推進

- (1) 家庭、学校、地域、職場等における人権教育の取組に対する支援
- (2) 教育の機会均等の確保と「学び」の場の充実
- (3) 現実に行っている人権問題を踏まえた課題の共有・教材化
- (4) 多様な文化や価値観を持つすべての人々が共有できる人権教育の推進
- (5) 人権研修の推進・促進

2 人権教育に取り組む指導者の養成

- (1) 地域、職場等において人権教育を担う人材の養成
- (2) 専門的知識を持った人材の養成
- (3) 人材の活用

3 府民の主体的な人権教育に関する活動の促進

- (1) 人権を知ること、考えること、行動することを支援する環境の構築
- (2) NPO等民間団体と連携した取組の推進

4 人権教育に関する情報収集・提供機能の充実

- (1) 人権教育情報の収集・提供
- (2) 人権教育教材の開発
- (3) 調査・研究機能の強化・充実
- (4) 人権意識の高揚につながる情報の発信

- 5 推進計画のフォローアップ、点検

点 検

	項 目
国連・国	・ 人権教育のための世界計画第3フェーズ(2015-2019) ・ 人権教育・啓発白書
府民のニーズ 社会情勢	・ 人権擁護に関する世論調査(2017) ・ 人権問題に関する府民意識調査(2015)
法令・制度	・ 難病の患者に対する医療等に関する法律 ・ 生活困窮者自立支援法 ・ 労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策の推進に関する法律 ・ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 ・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 ・ 国外犯罪被害者等に対する支給に関する法律 ・ 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律 ・ 部落差別の解消の推進に関する法律 ・ 再犯の防止等の推進に関する法律 ・ 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律 等